

平成22年1月18日（月）に開催された「第1回契約監視委員会」において審議された平成20年度契約の点検の結果、同委員会からの指摘事項等に対する具体的な取組状況についてお知らせします。

<資料目次>

【様式2-1】平成20年度契約点検結果 競争性のない随意契約

【様式2-2】平成20年度契約点検結果 一者応札・一者応募

【様式3-1】平成20年度契約点検結果 主な見直し事例 競争性のない随意契約

【様式3-2】平成20年度契約点検結果 主な見直し事例 一者応札・一者応募

【様式7-1】複数年契約点検結果 主な見直し事例 競争性のない随意契約

【様式7-2】複数年契約点検結果 主な見直し事例 一者応札・一者応募

区分表（随意契約事由別）



No.	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等(注11)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約は再委託率(%)	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の役員の数	随意契約理由等(点検前の状況)(注5)					点検前に自ら改善することとした内容(注6)					点検結果					備考		
												随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由の根拠区分	競争性のない随意契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約方式への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善点なしの場合その理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥否に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥否に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み		公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥否に関するもの(注10)
7	震ヶ関連絡事務所賃借契約(更新)	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-33	H20.4.1	大同生命保険株式会社 東京都港区海岸1-2-3		45,919,428	45,919,428	100.0%				当該スペースの立地場所、間取り、交通の利便性等から目的に沿っており競争を許さないことから、会計規程第41条第4項に該当するため	当該スペースの立地場所、間取り、交通の利便性等から目的に沿っており競争を許さないため	5	有		千代田区霞ヶ関にあることで、行政機関、大学・研究機関、企業、労組等の幅広い分野の専門家が参集しやすく、また政策担当者との討議、意見交換を日常的に行えること等の利便性があり、幅広い層に情報提供しやすいこと等の理由から選定したものであり、現在移転の可否について検討中のため。				行政機関、大学・研究機関、企業、労組等の幅広い分野の専門家が参集しやすく、また政策担当者との討議、意見交換を日常的に行える必要不可欠であるが、事務所の面積の見直しを含めて検討中である。			事務所を移転する際には、競争入札への移行が望ましい。			事務所を移転する際には、公募による競争入札を実施する。	4	1
8	平成20年度「ビジネス・レバー・モニター調査」用インターネットシステムの利用	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-30	H20.4.1	みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町二丁目3番地		2,520,000	2,520,000	100.0%				平成15年に企画競争を実施し、同社の「e-リサーチ」のシステムを選定したことから、同社以外の取り扱いがなく、会計規程第41条第4項に該当するため。	「e-リサーチ」のシステムは、同社以外の取り扱いがないため。(ビジネスレバーモニター対象者の継続的利用に配慮する必要があるため。	18	無	—	—				e-リサーチは、労使関係者(企業・個人)を対象として、業況、雇用情勢等について、モニターを委嘱し定型的アンケート調査をWebにより行っているもので、少なくとも中期計画期間中は、利用者の利便性及び回収率(80%~90%)を確保するため、同一のシステムとする必要があるため。なお、このため、当該契約について複数年度契約が可能か否かを検討しているところである。			競争入札への移行が望ましい。			再度企画競争入札により行うこととするが、定点観測調査の性質上、今後複数年度契約の方策について検討することとする。	3	1
9	社会科学系雑誌の論文・記事データベース検索サービスの使用	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-32	H20.4.1	エプスコ インターナショナル、インク 東京都杉並区高円寺南4-5-7 カーネルビル2F		1,111,800	1,111,800	100.0%				社会科学系関連の2600誌強の雑誌の論文抄録、他750冊の書籍、7000件の会議録を全文収録しており、これほど豊富な情報量を提供している者が他に見当たらないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	社会科学系関連の2600誌強の雑誌の論文抄録、他750冊の書籍、7000件の会議録を全文収録しており、これほど豊富な情報量を提供している者が他に見当たらないため。	12	無	—	—				社会科学系関連の2600誌強の雑誌の論文抄録、他750冊の書籍、7000件の会議録を全文収録しており、これほど豊富な情報量を提供している者が他に類を見ないデータベースであるため。			現行の契約形態を維持する。					
10	平成20年度外部オンラインデータベースサービス(LexisNexis)の年間契約更新	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-31	H20.4.1	レクシスネクシスジャパン 東京都世田谷区太子堂4-1-14107 19F		2,268,000	2,268,000	100.0%				国内外の労働関係法令のデータベースとして現行法令はもとより、過去の法令、企業情報、判例等をも網羅的に収録されているもので、他に類を見ない独自の機能、サービスであることから会計規程第41条第4項に該当するため。	国内外の労働関係法令のデータベースとして現行法令はもとより、過去の法令、企業情報、判例等をも網羅的に収録されているもので、他に類を見ない独自の機能、サービスであるため。	12	無	—	—				国内外の労働関係法令のデータベースとして現行法令はもとより、過去の法令をも網羅的に収録されており、かつ、企業情報、判例等もデータベース化されているもので、他に類を見ないサービスであり、総合的な分析を行うに当たり必要不可欠であるため。			現行の契約形態を維持する。					
11	労働統計データベースの改修(「資金構造基本統計調査」昭和56年データの登録)	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-26	H20.12.16	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティビル		1,747,872	1,743,000	99.7%				労働統計データベースシステムの開発業者であり、著作権を保有しており、競争の余地がなく、会計規程第41条4項に該当するため。	労働統計データベースシステムの開発業者であり、著作権を保有しており、競争の余地がないため。	14	有	—	平成21年度				平成21年度の労働統計データベース改修の際に、仕様書上、改修後に所有権、独占的使用権、複製権、改変権を機構側が保持すること及び改修業務を行う業者が著作権者の支援を受ける場合に発生する費用を落札業者が負担する旨の内容を追加し、一般競争入札を実施した。			点検前の改善策の実施により、競争性は高まる。			平成21年度契約から、一般競争入札を実施した。	1	1



平成20年度契約点検結果【競争性のない随意契約】

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

(単位：円、人)

No.	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等(注11)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約は再委託率(%)	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の役員の数	随意契約理由等(点検前の状況)(注5)					点検前に自ら改善することとした内容(注6)					点検結果					備考					
												随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)		指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)
19	平成20年度上流システム運用保守(常駐)の委託(サーバー系)	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-38	H20.4.1	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンタービル		13,880,160	13,880,160	100.0%				当該システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	当該システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であるため。	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	備考
20	平成20年度上流システム運用保守(非常駐)(障害対応等)の委託	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-39	H20.4.1	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンタービル		8,083,908	8,083,908	100.0%				当該システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	当該システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であるため。	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	備考
21	平成20年度データベースサーバ等の保守契約(公開WEBサイト用)	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-40	H20.4.1	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル		3,760,596	3,760,596	100.0%				当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものです。会計規程第41条第4項に該当するため。	当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものです。会計規程第41条第4項に該当するため。	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	備考
22	平成20年度ウェブサーバ等の保守契約(ホームページ用)	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-41	H20.4.1	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル		3,088,884	3,088,884	100.0%				当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものです。会計規程第41条第4項に該当するため。	当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものです。会計規程第41条第4項に該当するため。	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	備考
23	平成20年度ウィルス侵入検知・防御システム、ファイル改竄防止・普及システムの保守契約	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-43	H20.4.1	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル		1,522,500	1,522,500	100.0%				平成18年度同システムの導入と保守業務を合わせた一般競争入札により決定した業者との契約であり、会計規程第41条第4項に該当するため。	平成18年度同システムの導入と保守業務を合わせた一般競争入札により決定した業者との契約であるため。	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	備考
24	平成20事業年度会計監査等業務の委嘱	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-24	H20.8.1	あずさ監査法人 東京都新宿区津久町1-2		7,350,000	7,350,000	100.0%				第2期中期目標期間の全期間における当該業務の委託決定を条件として行った平成19年12月の企画競争入札により決定した法人であり、会計規程第41条第4項に該当するため。	第2期中期目標期間の全期間における当該業務の委託決定を条件として行った平成19年12月の企画競争入札により決定した法人であるため。	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	備考
25	銀行振込み業務委託	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-56	H20.4.1	三井住友銀行 公務法人営業部 東京都港区虎ノ門1丁目6番12号		1,518,342	1,518,342	100.0%				平成14年に振り込み手数料等の見積もり合わせにより安価であった業者を選定。会計規程第41条第5項に該当するため。	平成14年に見積もり合わせにより選定した業者であるため。	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善)点なしの場合その理由	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	指摘事項等に対する具体的な取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	備考

No.	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等(注11)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約は再委託率(%)	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の人数	随意契約理由等(点検前の状況)(注5)					点検前に自ら改善することとした内容(注6)					点検結果					備考					
												随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠案文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定の理由	競争性のある契約への移行予定の年数	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約方式への移行	その他見直し	左記の具体的な内容(改善点なしの場合その理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関するもの(注10)		点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)			
26	平成19年度行政コスト計算書作成に伴う退職給付債務の計算委託	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-23	H20.4.11	三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-5		1,050,000	1,050,000	100.0%				退職給付債務計算を行うためには、機構が加入する労働関係特殊法人厚生年金基金が、退職給付に係る諸数値計算業務を委託している同銀行の計算結果を活用する必要があり会計規程第41条第4項に該当するため。	退職給付債務計算を行うためには、機構が加入する労働関係特殊法人厚生年金基金が、退職給付に係る諸数値計算業務を委託している同銀行の計算結果を活用する必要があり会計規程第41条第4項に該当するため。	12	無	—	—				退職給付債務の計算は、機構が加入する労働関係特殊法人厚生年金基金が、計算業務を委託している金融機関でしか計算結果を得られないため。											
27	水道の利用	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-50	H20.4.1	朝霞市水道部 埼玉県朝霞市本町1-1-1		2,862,844	2,862,844	100.0%				需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	無	—	—				供給事業者が特定されているため。											
28	ガスの利用	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-51	H20.4.1	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20		3,824,317	3,824,317	100.0%				需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	無	—	—				供給事業者が特定されているため。											
29	電気の利用	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-52	H20.4.1	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3		30,874,689	30,874,689	100.0%				電気事業法第2条第1項第10号に規程する電気事業者であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	電気事業法第2条第1項第10号に規程する電気事業者であるため。	8	無	—	—	○			電気供給会社は、東京電力の他、他の供給業者も存在しているため平成22年度から、一般競争入札(掘切り方式)により業者選定を行う。			点検前の改善策の実施により、競争性は高まる。			平成22年度契約から、一般競争入札を実施する。			1	1	
30	水道の利用	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-53	H20.4.1	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1		3,076,714	3,076,714	100.0%				需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	無	—	—				供給事業者が特定されているため。											
31	電話の利用	契約責任者 若木文男 労働政策研究・研修機構 東京都練馬区上石神井4-8-49	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング		2,186,750	2,186,750	100.0%				需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	無	—	—		○		平成18年度に1P電話に切り替えを検討の際、FAX通信が安定していなかったことから、従来のアナログとし、マイライオン契約に変更しコストの削減を行ったもので、海外FAX及び緊急用のアナログ回線の契約本数の見直しを行う予定。			現行の契約形態を維持する。								









## 【様式3-1】

## 平成20年度契約点検結果【主な見直し事例 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 労働政策研究・研修機構

契約名称及び内容	契約金額(円)	契約方式	契約監視委員会等の指摘事項	見直しの具体的内容	個票No.
労働大学校研修研究部門の複写機等の保守契約の延長(imagio NeoC355モデル75,Neo603モデル75,Neo353モデル765D)	1,105,314	一般競争入札	点検前の改善策(一般競争入札)の実施により、競争性は高まる。	平成21年度は、経費節約の観点から複写機を再リースしたため、随意契約により保守契約を行ったが、平成22年度には、複写機の再リースの際に保守契約を含めた一般競争入札を実施する。	14
平成20年度経理システムの保守	2,268,000	公募	点検前の改善策(競争入札又は公募)の実施により、競争性は高まる。	経理システムは、日本システム開発研究所がパッケージソフトとして販売し、機構用にカスタマイズしたシステムであるが、22年度は、競争入札又は公募によりシステム保守委託業者を選定する予定。	17
平成20事業年度会計監査等業務の委嘱	7,350,000	一般競争入札(総合評価落札方式)	点検前の改善策の実施により、競争性は高まっていると思料するが、本契約終了後については、総合評価方式の導入など、質の確保しつつ、競争性を高める取り組みを検討されたい。	本契約終了後においては、一般競争入札(総合評価落札方式)による複数年契約の導入に向けて、検討を行うこととする。	24

(注1) 閣議決定3。(1)関係の平成20年度契約点検において、契約監視委員会から指摘を受けて、見直しを実施する競争性のない随意契約の主なもの(3~5例程度)について具体的に記載する。

(注2) 「個票No.」欄には契約件名が該当する様式2-1のNo.を掲載する。

(注3) 「契約名称及び内容」欄は、様式2-1の「契約名称及び内容」と同一にすること。

【様式3-2】

平成20年度契約点検結果【主な見直し事例 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働政策研究・研修機構

契約名称及び内容	契約金額(円)	契約方式	契約監視委員会等の指摘事項	見直しの具体的内容	個票No.
平成20年度プリンタ消耗品の単価契約(IPSIO SP6120,SPC810)	3,112,200	一般競争入札	点検前の改善方法により、競争性は高まると思料するが、この他にも厚生労働省HPでの公示など、広くPRする必要があると思われる。	広く調達情報がPRできるよう、厚生労働省のHPの調達情報に直接リンクを張る等の要請を行うこととする。	4
平成20年度吸収式冷温水機の保守	1,984,500	一般競争入札	点検前の改善方法(公告期間を平日で10日間以上とし、公告期間末日から入札日までの期間を更に確保する。また、業務委託開始前に必要な準備期間を確保することとする。)により、競争性は高まると思料する。	今後は、公告期間を平日で10日間以上とし、公告期間末日から入札日までの期間を更に確保する。また、業務委託開始前に必要な準備期間を確保することとする。	15
アンケート調査「日本企業における留学生の就労に関する調査」の委託	10,710,000	一般競争入札	点検前の改善策は適切と考えるが、仕様書を受領しながら入札参加を見送った事業者があれば、その理由を把握し改善方を検討するプロセスを導入できないか。	平成21年度から、入札参加を見送った理由を聴取するプロセスを始め、同種の入札を行う際には、改善の方策を仕様書等に反映した手続きを行うこととする。	17

(注1) 閣議決定3.(1)関係の平成20年度契約点検において、契約監視委員会から指摘を受けて、見直しを実施する一者応札・一者応募の案件の主なもの(3~5例程度)について具体的に記載する。

(注2) 「個票No.」欄には契約件名が該当する様式2-2のNo.を掲載する。

(注3) 「契約名称及び内容」欄は、様式2-2の「契約名称及び内容」と同一にすること。

【様式7-1】

複数年契約点検結果【主な見直し事例 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 労働政策研究・研修機構

契約名称及び内容	契約金額(円)	契約方式	契約監視委員会等の指摘事項	見直しの具体的内容	個票No.
図書館管理システムソフトウェア(NALIS)の保守	5,292,000	企画競争	保守契約は、現行の契約形態を維持する。システム更新を行う際には、点検前の改善策(企画競争)の実施により、競争性は高まる。	平成23年度以降、システム更新の際に企画競争を実施する予定。	1

(注1) 閣議決定3.(1)関係の複数年契約の点検において、契約監視委員会から指摘を受けて、見直しを実施する競争性のない随意契約の主なもの(3~5例程度)について具体的に記載する。

(注2) 「個票No.」欄には契約件名が該当する様式6-1のNo.を掲載する。

(注3) 「契約名称及び内容」欄は、様式6-1の「契約名称及び内容」と同一にすること。

【様式7-2】

複数年契約点検結果【主な見直し事例 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働政策研究・研修機構

契約名称及び内容	契約金額(円)	契約方式	契約監視委員会等の指摘事項	見直しの具体的内容	個票No.
平成20年度経理システム用サーバの更新(購入・保守)	6,820,800	一般競争入札	点検前の改善策(公告期間の確保)は適正である。	次回の契約から平日10日間以上の公告期間を業務開始の1カ月以上前に確保する。	2

(注1) 閣議決定3。(1)関係の複数年契約の点検において、契約監視委員会から指摘を受けて、見直しを実施する一者応札・一者応募の案件の主なもの(3~5例程度)について具体的に記載する。

(注2) 「個票No.」欄には契約件名が該当する様式6-2のNo.を掲載する。

(注3) 「契約名称及び内容」欄は、様式6-2の「契約名称及び内容」と同一にすること。

(別添)

区分表(随意契約事由別)

随 意 契 約 事 由	類型区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12
(ト)緊急の必要により競争に付することができない場合	13
(チ)競争に付することが不利と認められる場合	14
(リ)秘密の保持が必要とされている場合	15
(ヌ)競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合	16
(フ)特例政令に相当する規定に該当する場合	17
(ワ)その他、類型区分に分類できない場合	18